

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	埼玉県蓮田市馬込二丁目在住 個人	事故日：令和4年3月21日 場 所：杉並区高円寺北三丁目  ・ごみ収集作業中、清掃車両を後退したところ、後続の相手方車両に接触し、破損させた。  (環境部)	170,800円
			令和5年1月11日
2	杉並区南荻窪四丁目在住 個人	事故日：令和3年12月13日 場 所：杉並区西荻南四丁目  ・ごみ収集作業中、清掃車両で十字路に進入したところ、右から直進してきた相手方自転車と接触し、破損させるとともに、頭部、左手及び左足を負傷させた。  (環境部)	67,792円
			令和5年1月30日

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
3	杉並区荻窪 五丁目在住 個人	事故日：令和5年2月7日 場 所：杉並区立上荻保育園  ・保育時間中に、園児の眼鏡レンズがフレームから外れたことに保育士が気付かず、同レンズを紛失させた。  (子ども家庭部)	11,550円
			令和5年3月13日